

## 平成26年8月1日環境省告示第88号 附則（抄）

この告示の適用の際現に展示を目的としたカナダガンの飼養等をしている者が、次に掲げる取扱いをする場合については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第二百一号)の施行の日(平成二十六年八月一日)から起算して五年を経過する日までの間は、この告示による改正後の第二条第五号の規定の適用については、同号イ中「又は移動用施設」とあるのは「、擁壁式施設等又は移動用施設」と、同号ハ中「この限りでない」とあるのは「この限りでない(擁壁式施設等で飼養等をする場合を除く。)」とする。

- 一 飼養等を開始する際には、飛行を確実に不能にする骨からの断翼による逸出防止措置を講じていることを証する獣医師が発行した証明書を添付し、識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。
- 二 許可に係る特定外来生物の繁殖等の状況を確認するため、巡視等の監視体制を整備し、当該特定外来生物が産卵している場合にあっては、卵を排除する等の繁殖防止措置をとること。